

弁護のちからについて

Q 1	加入できる年齢は、何歳からですか？
A 1	消防職員本人とその退職者またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）で、成人されている方がご加入いただけます。
Q 2	家族のうち、誰かが加入すれば、全員補償されますか？
A 2	いいえ、補償されません。 弁護のちからの補償対象となるには、各個人名ごとの加入が必要です。（ただし、未成年者はご加入いただけません。）
Q 3	弁護士の知り合いがいません。紹介してもらえるのですか？
A 3	保険金支払い対象となる場合で弁護士紹介をご希望の場合は、当社が日本弁護士会のリーガル・アクセスセンター（※1）を通じて各地の弁護士会に依頼し、お客さまに弁護士を紹介します。 （※1）当社をはじめとする協会会社からの弁護士紹介依頼に基づき、各地の弁護士会を通じて紹介を行う機構です。（注）保険金の支払い対象とならない場合等は、必要に応じて公共機関サービス（法テラス（※2）等）をご案内します。 （※2）正式名称は「日本司法支援センター」。総合的な法律支援に関する事業を行っています。
Q 4	職場内でのトラブルも対象になりますか？
A 4	いいえ。 職場におけるいじめ、もしくは、嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブルは補償されません。
Q 5	未成年者は、加入できますか？
A 5	未成年者はご加入いただけません。 ただし、人格権侵害、被害事故、借地・借家の法的トラブルについては、被保険者が親権者を有する未成年の子が遭遇されたトラブルについては対象になります。
Q 6	現在、弁護のちからに加入中ですが、保険期間途中で削除することはできますか？
A 6	いいえできません。 弁護のちからは、年1回の更新募集時のみ削除することができます。また、保険期間途中でのご加入もできませんので、ご注意ください。 更新募集の7月～8月の間申込が可能です。